

# (学芸員) 募集

令和元年 5月21日

〒780-8571 高知市本町四丁目 1番24号

高知市 総務部 人事課

☎ 代表 (088) 822-8111

直通 (088) 823-9410



ホームページ : <http://www.city.kochi.kochi.jp/>

高知市では、自由民権記念館等、博物館（相当施設・類似施設）や文化財関連施設を多数所管しており、各施設で保有する歴史資料等の収集・調査・保存・研究をはじめ、企画展示の立案・実施や、施設見学者への対応、学校現場との連携等の歴史教育普及活動を実施する専門業務や、その専門知識を活かして、本市における歴史・文化等に関する行政事務に従事する学芸員を募集します。

受付期間

令和元年 5月21日（火）～令和元年 6月7日（金）

## 1 試験区分・採用予定人員・職務内容及び受験資格

試験区分	採用予定人員	職務内容	受験資格
K. 学芸員	1名程度	本市が所管する自由民権記念館等の博物館や文化財関連施設等に関して、資料等の収集・調査・保存・研究をはじめ、企画展示の立案・実施や、施設見学者への対応、学校現場との連携等の歴史教育普及活動、その他歴史・文化等に関する行政事務に従事する学芸員を募集します。 ※ 市長事務局や教育委員会事務局等、本市が所管する博物館や文化財関連施設以外の職場において、学芸員資格を必要としない業務に従事する場合があります。	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、博物館法第5条に規定する学芸員資格を有する人又は令和2年3月31日までに当該資格を取得できる見込みの人

(注)

上記の受験資格を有する人であっても、次のいずれかの一つに該当する人は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 高知市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法施行の日(昭和22.5.3)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 2 申込

### (1) 申込方法

申込書、写真票及び採用志望票（ホームページから日本工業規格A列4番の用紙に印刷可。片面ずつ印刷し、両面印刷はしないでください。）に必要事項を記入の上、写真貼付欄に写真（申込み前6か月以内に撮影されたもので、縦4～6cm、横3～4.5cm）を貼り、「学芸員資格の取得又は取得見込みであることを証明する書類」を添付の上、持参又は郵送のいずれかの方法により、お申込みください。

なお、申込書、写真票及び採用志望票への記入は、ペン又はボールペン（摩擦熱により容易に消去できるペンやパソコン等による文字入力はしないでください。）を用い、かい書で、ていねいに書いてください。

#### 【持参による申込み】

受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日及び日曜日を除く。
受付場所	高知市役所本町仮庁舎3階人事課（〒780-8571 高知市本町四丁目1番24号）

#### 【郵送による申込み】

令和元年6月7日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。送信用封筒の表に「採用資格試験受験」と朱書し、返信用封筒（受験票送付先の住所及び氏名を明記し、82円分の切手を貼付した定形封筒（縦14～23.5cm、横9～12cm）に限る。）を同封の上、必ず簡易書留にて差し出してください。

簡易書留の控えは、受験票が届かないときの確認手段となりますので、必ず保管しておいてください。

なお、この郵送方法によらない場合の事故については責任を負いません。

＜送付先：〒780-8571 高知市本町四丁目1番24号 高知市役所 人事課＞

※ 受験票は、申込み受け付け後、順次送付しますが、6月14日（金）頃までに未着の際は、人事課（☎直通088-823-9410）へ照会してください。

## 3 試験の日時、場所及び試験の方法等

### (1) 第1次試験（書類試験）

これまでに得た知識や経験によって培われた能力、文章表現力等を見るための書類試験を実施します（申込時に提出の「採用志望票」を評価し、採点します。）。

### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行います。

試験日時・会場等詳細については、第1次試験合格発表等の際にお知らせします。

試験区分	科目	内容	試験日・会場
K. 学芸員	※テストセンター方式 教養試験（択一式）	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び一般知能についての筆記試験〔社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能〕	※テストセンター方式 令和元年6月29日（土）から7月11日（木）の間に各自で受験日時・会場を予約し受験します。詳しくは下記をご参照ください。
	適性検査（択一式）	職員として必要な適性を有するかどうかについての検査	
	プレゼンテーション試験	知識・理解度や提案能力等を見るためのプレゼンテーション試験（第1次試験合格者に対して、課題及び発表方法を提示します。）	令和元年7月21日（日） 高知市役所 たかじょう庁舎 （高知市鷹匠町二丁目1番43号）
	個人面接	主として人物の人柄や性格等についての個別面接を行います。	

※ テストセンター方式とは

令和元年6月29日（土）から7月11日（木）の間において都合のよい日時に、都合のよい会場を予約し、受験する方法です。（会場は全国47都道府県に約160か所用意されています。）

※ テストセンターの予約について

第1次試験合格発表に合わせ、合格者に対し、受験用ID/パスワード及び予約用専用サイトのアドレスをメールにて通知します。通知を受け取り次第、受験用ID/パスワードを使い、専用サイトにて受験日時・会場を予約し、各自で受験してください。

なお、テストセンター会場にて本人確認のため、身分証明書（運転免許証・写真付学生証など）を提示していただきます。

**【注意】申込書に必ずテストセンター受験案内用のメールアドレスをご記入ください。**

**※ 従来型携帯電話での受験予約はできません。**

#### 4 資格調査

第2次試験受験者の受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

#### 5 合格発表

第1次合格発表	合格者の受験番号及び第2次試験の試験日時等は高知市役所東側掲示板に掲示するとともに、高知市ホームページ（アドレス： <a href="http://www.city.kochi.kochi.jp/">http://www.city.kochi.kochi.jp/</a> ）に掲載しますので、ご確認ください。 また合格者の方には、合格通知とともに、第2次試験の試験日時・会場等詳細について通知します。
令和元年6月28日（金）	
最終合格発表	合格者の受験番号を高知市役所東側掲示板に掲示し、高知市ホームページに掲載するとともに、合格者の方に通知します。
令和元年7月下旬	

※ 不合格の方へは全員（ただし、すべての試験科目を受験しなかった方は除く。）に総合得点、順位、受験者数、合格者数を記載した試験成績を通知します。

#### 6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、令和元年10月1日に採用候補者名簿に登録され、登録の日から原則として1年間（本人の状況によっては削除されることがあります。）高知市職員として採用の資格が与えられます。

なお、採用予定日は、原則として令和2年4月1日以降ですが、欠員等の状況により採用可能な人については、それ以前に採用されることがあります。

受験資格が無い場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は、条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

#### 7 給料等

給料は原則として、原則として下表の給料表による金額以上が支給されます（ただし、職務内容及び給与改定により変動する場合があります。）。このほか住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当が支給されます。

試験区分	給料	給料表
K. 学芸員	180,700円	行政職給料表1級25号給

#### 8 その他

この試験において提出された書類等は、一切返却できません。

申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。

受験手続その他試験に関することは、人事課（☎直通088-823-9410）にお問い合わせください。

##### 注意事項

- 1 受験票は本人確認に使用しますので試験終了まで大切に保管してください。また試験会場に必ず持参してください。受験票を持参しなければ、原則として受験することができません。
- 2 受験者は試験当日、筆記用具を持参してください。
- 3 試験途中で受験を中止した場合は、その試験を受けることができません。
- 4 問題用紙及び試験答案紙は必ず提出し、持ち帰ってははいけません。
- 5 試験会場において、受験者は試験委員及び係員の指示に従わなければなりません。
- 6 試験中は計算機又は計算機能が付いた時計、携帯電話等の使用はできません。

特に遠隔地から受験される方については、悪天候などによる主要交通機関（鉄道、航空機及び高速バス等）の運休などが予想される時は、早めに移動するなどして試験に備えるようにしてください。

なお、諸般の事情により試験実施が困難なときは試験を中止し、後日、改めて試験を行うことがありますのでご了承願います。その際はホームページへの掲載又は電話等で試験実施日及び合格発表の日程変更等をお知らせします。